

# 委任状 / 授權書 認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

## 領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

## ～ 文書種類 ～

私文書	管轄内を居住地とする個人が作成した文書 例.委任状/授權書・拋棄繼承授權書・拋棄繼承權聲明書等 <span style="float: right;">書式</span>
	注1)領事の面前にて署名が必要な為、未署名の文書を要提出
	注2)事前公証…本処管轄内の公証役場に限る <span style="float: right;"><a href="#">公証役場一覧</a></span> 各文書に分けて一部ずつ個別で公証を受けること
	注3)帰化前の台湾名を追記する場合、原戸籍謄本(帰化記載有)を要提出

台北駐大阪經濟文化弁事処

## ～ 必 要 書 類 ～

### ◆本人による窓口申請

1	<a href="#">申請表</a>
2	認証文書の原本 <span style="float: right;">※要認証部数</span>
3	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー <span style="float: right;">* 運転免許証は要両面コピー</span> 一個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)とそのコピー <span style="float: right;">②在留カード所持者…原本とその両面コピー</span>
4	認証文書に記載のあるその他身分証明書[住民票等] 一申請者情報確認の為、全てコピーと共に要提出(現住所確認等)
費用	現金 2,300円 / 1部 <span style="float: right;">※受理後のキャンセルは不可</span>

### ◆代理人による窓口申請

1	<a href="#">申請表</a>
2	公証済みの認証文書原本 <span style="float: right;">※要認証部数</span> 一必ず <b>本人</b> が公証役場に出向き、公証を受けること 一代理公証は不可
3	公証済みの認証文書の全頁コピー <span style="float: right;">※認証部数と要同部数</span>
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー <span style="float: right;">* 運転免許証は要両面コピー</span> 一個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー <span style="float: right;">②在留カード所持者…両面コピー</span>
5	<a href="#">代理委任状原本</a> <span style="margin-left: 40px;">○署名の場合…パスポートと同書式で要署名</span> <span style="margin-left: 40px;">○押印の場合…要印鑑証明書</span>
6	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー <span style="float: right;">* 運転免許証は要両面コピー</span> 一個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)とそのコピー <span style="float: right;">②在留カード所持者…原本とその両面コピー</span>
費用	現金 2,300円 / 1部 <span style="float: right;">※受理後のキャンセルは不可</span>

台北駐大阪經濟文化弁事処

## ～ 必要書類 ～

### ◆ 郵送申請

1	<a href="#">申請表</a>
2	<p>公証済みの認証文書原本 ※要認証部数</p> <p>—必ず<b>本人</b>が公証役場に出向き、公証を受けること</p> <p>—代理公証は不可</p>
3	<p>公証済みの認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数</p>
4	<p>申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー</p> <p style="text-align: right;">* 運転免許証は要両面コピー</p> <p>—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可</p> <p>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー</p> <p style="text-align: right;">②在留カード所持者…両面コピー</p>
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
返送用封筒	レターパックライト: 全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと
<a href="#">郵送方法</a>	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送</li> <li>・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送</li> <li>・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管</li> </ul>

台北駐大阪経済文化弁事処

## 《 注意事項 》

- ・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。  
A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。
- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。
- ・代理人は、18歳以上且つ行為能力のある方のみ可能です。

## 《 お問い合わせ先 》

本大阪弁事処	
住所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw
開館日	月～金曜日
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サイトのお知らせをご参考ください)
受付時間	■申請・・・9:00～11:00 & 13:00～14:30 * <u>予約不要</u> ■受領・・・9:00～11:30 & 13:00～15:00 * 開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください
交付日	受理翌日起算5開館日
受取方法	<a href="#">2通り</a>

各弁事処	電話番号	管轄区域
駐日代表処	03-3280-7800	関東・甲信越・東北地方
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県・静岡県
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方・山口県
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県
札幌弁事処	011-222-2930	北海道

台北駐大阪経済文化弁事処